

る風に明滅する行燈の火に照らし出された六人の顔は世にも凄惨なものであつた。仲比方代に延びた月代、髯に埋もれた顔、落ち凹んだ眼、逆も此世の者とは思はれない、だが不思議な事には其の落ち凹んだ眼の奥底から一種の胃すべからざる炎の様な光りが、爛々として人を射る、正義の光り、それが彼等をして一般の罪人と違つた者であることを直に思はしむる。一體此人達はどう云ふ罪名の下に郷宿預けの監禁處分を受けて居る

のであらうか、此處に一寸それを説明して置く必要がある。今を去ること二百八十有餘年の昔、時は寛永十九年正月十一日堀田出羽守(後加賀守)正盛は、幕府の命により、信州松本から下總佐倉に移り十三萬石を領することとなつた、そして移封がすむと直ちに、前の領主松平康信の法を改めて、新制を適用して租税を課すること頗る苛酷を極め、又租税の意納者は、これを嚴重に論し、それでも意納せし者には手錠をはめ、これ

を村内一同の者に預け、其財産全部を没收し、尙足らざるときはこれを村中に割り當て、辨償せしめたのであつた。此に於て百姓は非常に困難した、喰ふ事の出来ない彼等の間には數多の悲劇も生じた、遂に彼等は新領主を冷酷無情の絞血蟲であると思ひ、下役人と隨處に衝突し、終には竹槍藩旗の暴擧にも及ばんとした。そこで村方の重だつた者や名主等は頻りに之れを慰撫に努め、中にも印旛郡公津村の名主役

木内宗吾は、大いに新領主の政治を非なりとし、前後二回に渡つて私財を散じ、村方の意納者を救つた。其のため、富裕であつた宗吾の家も遂に無一文となつてしまつた。然し領主の政治は益々苛酷である、當時の虐げられた卑屈な百姓連も、遂に我慢が出来ず、再び騒ぎ出した、之れを見た宗吾等は寝食を忘れ身を挺して、西に東に馳け巡り、愚論を鎮撫に勤めたが大勢の赴くところ又如何ともする事が出来ない、此處に於て始めて

農民の威勢に恐れ驚いた土地の支配代官は、總代として公津村名主役宗吾をはじめ、高野村名主三郎兵衛、千葉町名主忠藏、瀧澤村名主六郎兵衛、下勝田村名主重右衛門、小泉村名主半十郎を召喚し、百姓の代表意見を聞き取つた、而して後六人を郷宿久右衛門に預けて返事を待たせたのであつた。斯くて宗吾等六人は暗い一室に放り込まれて、返事を待つ事既に二ヶ月餘、未だ臆んだとも、潰れたとも返事がない、我慢強い彼等

も、さすがに辛抱しかねて、四五日前から急に前後策の相談を始めたのであつた。年輩の六郎兵衛は先づ口を切つた『モト之れ、此處へ來てから五日、又無駄とは知りながら、何とか便りもあらうかと、今朝程も久右衛門ごのに尋ねて見たが矢張りお近い中によい便りもありませうから……』  
『辛抱しなされか、チエツ』  
と短氣者の忠藏は跡を受けて吐き出す様に言つた。